

○危機管理員会議（通称：次長級調整会議）の設置について

（趣旨と目的）

自然災害を始め、危機事案に対し関係部局の連携と、全庁的な危機管理強化のため、従前は運用となってきた次長級による危機事案を管理・調整する会議を危機管理体制内に位置づけるもの。

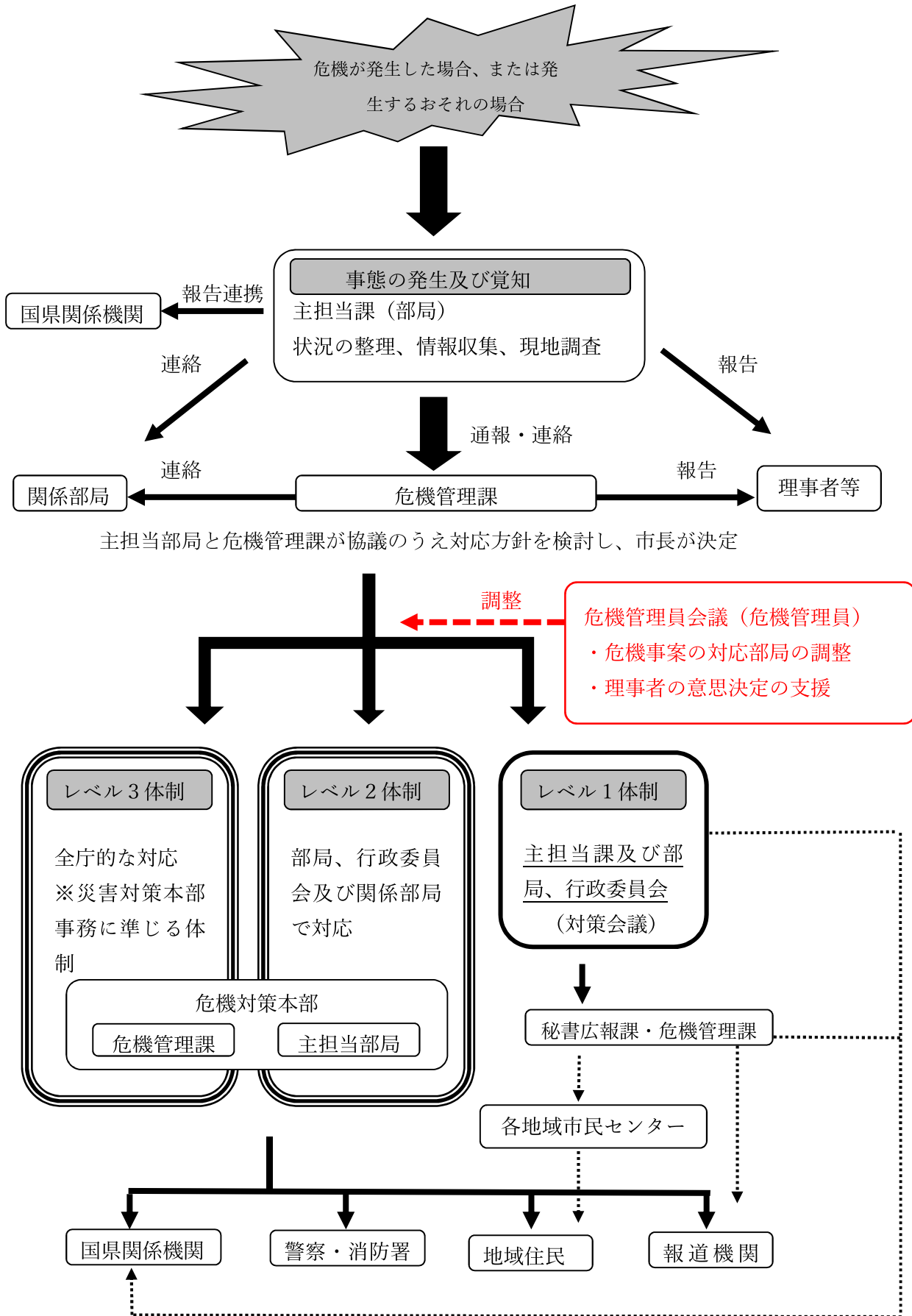
（危機管理上の次長級役職の滋賀県との比較）

	甲賀市	滋賀県
職名	危機管理責任者	危機管理員
対象役職	次長級	別紙掲出の参事
危機管理上の位置づけ	甲賀市危機管理計画に規定あり	滋賀県危機対応基本マニュアルに規定あり
防災計画上の位置づけ	規定なし	規定なし
役割	（平時・非常時） 部局内の調整・進行管理	（平時・非常時） 部局間の調整 対応部局の明確化 意思決定の支援
会議体の有無	なし	危機管理員会議
事務局	危機管理課	防災危機管理局
会議体の規程	なし	危機管理員および危機管理員会議に関する規定

（県規程との比較から行う建付け上の変更）

- ①『甲賀市危機管理計画』の職名とその役割を県に倣うかたちで改定し、会議体の規定を追記する。（改定について例年は年度当初に部長決裁の後、部局に対し周知）
- ②甲賀市地域防災計画内の『職員初動マニュアル』に会議体の名称と役割を明示。

危機発生時の流れ



平常時の危機管理体制

